

### 3 よくある質問

## Q & A

#### Q. 教育訓練給付金制度は使えますか？

A. 社会福祉学科通信制の専門実践教育訓練給付金については、3年ごとの再指定の手続きを行っております。厚生労働省からの指定等通知書が到着するまで指定の可否はわかりません。指定された場合は、手続きに必要な情報(受講開始日、番号等)を通信制ホームページ等でお知らせしますので、2024年2月上旬頃までお待ちください。ハローワークへのお申込み期限は、受講開始日の1ヶ月前までとなっておりますので、ご希望の方は「第3回出願期間」(P5参照)までの出願を強くお勧めいたします。

#### Q. 入学試験はありますか？また、選考方法はどのように行いますか？

A. 試験は小論文により行います。選考は、その他提出いただいた書類等を加味して総合的に判断します。

#### Q. 実習は自分の住んでいる近くでできますか？

A. 実習は、原則として事前に当学院と予め契約を交わしている施設・機関等で、厚生労働省に登録している所に限られますので、お近くに実習先がない場合もあります。しかし、ご希望があれば、新たに実習先として登録できる可能性もありますので、お早めにお申し出ください。なお、実習は実習指導者のいる機関にお願いしていますのでご安心ください。

#### Q. 実習を行う時期や時間数、回数はどうなっていますか？

A. 実習時期は、10月1日から翌年6月30日までで、この間に、本校指定の実習施設(機能が異なる機関・事業所の2か所以上)で、合計240時間の実習を行っていただきます。なお、精神保健福祉士養成課程での「ソーシャルワーク実習」及び介護福祉士養成課程での「介護実習」を履修している場合は、申請により60時間を上限に免除され、出身の各養成課程で実習した際の実習先の機能と異なる機関・事業所において180時間以上の実習を行うこととなります。(実習免除の方は実習関連科目の履修は不要です)

#### Q. 実務経験が規定の必要年数を満たしていないのですが、実習は必要ですか？

A. 出願時に「(様式5)実務経験見込み証明書」を提出し、2024年3月31日までに要件を満たした時点で「(様式3)実務経験証明書」及び「(様式2)実務経験申告書」を提出することで実習は免除されます。2024年3月31日までに必要年数を満たせなくなった場合や、「(様式3)実務経験証明書」及び「(様式2)実務経験申告書」の提出がない場合は、入校資格(P.4)①の方は、実習が必要になります。また、入校資格②③④の方は入校要件を満たさなくなりますので、入校できなくなります。

#### Q. 履修期間中に実務経験年数を満たしますが、実習は必要ですか？

A. 出願した年度内(3月31日)に必要な実務経験年数を満たしている必要がありますので、実習が必要な方(4年制度大学等を卒業した方で相談援助業務の経験が1年に満たない方)が、履修期間中に実務経験年数を満たしたとしても実習は必要になります。十分ご注意ください。

#### Q. 大学等で履修した科目があるのですが、科目は読み替えられますか？

A. 申請に基づき、履修科目の教育内容を審査した上で、読み替えが可能な科目があれば、総履修時間の2分の1を超えない範囲で科目の読み替えを行うことができます。

#### Q. 指定施設とは何ですか？

A. 入学資格に明記してある「指定施設」とは、厚生労働省が「相談援助業務に従事した」と認める施設等のことで、実務経験として認められる「指定施設」となります。具体的には、資料(P.10～P.15の一覧表)の「施設種別」欄に明記されています。

#### Q. スクーリングを欠席したり、レポート提出や実習ができなかったらどうなりますか？

A. 欠席したスクーリングと同じ内容のスクーリングが当該年度中にあれば振り替えることが可能です。当該年度中にない場合は、留年して、次年度以降に欠席した内容のスクーリングを受講することが可能です。また、レポートを提出期限に提出できなかった場合、各学期5レポートまで追提出ができます。ただし、各学期の未提出レポートの数が6レポートを超えると留年となります。ソーシャルワーク実習が修了できなかった場合は留年となり、次年度にソーシャルワーク実習を再履修することが可能です。